

令和 8 年 第 1 回

伊根町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 18 日（第 3 号）

伊 根 町 議 会

令和 8 年 第 1 回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和8年 3月18日 水曜日						
招 集 場 所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和8年 3月18日 9時30分			議 長	佐 戸 仁 志	
	閉 会	令和8年 3月18日 11時02分			議 長	佐 戸 仁 志	
応(不応)招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 1名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	×	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	住民生活課長	森 田 連 三	○	
	副 町 長	上 山 富 夫	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	教 育 長	岩 佐 好 正	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	教育次長	横 川 純	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	奥 野 日 奈	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	上 辻 亨		6 番	大 谷 功		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和8年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和8年3月18日(水)
午 前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- クマ対策について 大谷 功
- 桜が丘運動公園グラウンドの運用について 山根 朝子
- 放課後児童クラブの受け入れと健全育成の視点でののかかわりについて
- 郷土芸能について 上辻 亨

日程第 3 議案第 3号 令和8年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 4号 令和8年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 5号 令和8年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 6 議案第 6号 令和8年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 7号 令和8年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 8 議案第 8号 令和8年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 9 議案第 9号 令和8年度伊根町簡易水道事業会計予算

日程第10 議案第10号 令和8年度伊根町下水道事業会計予算

日程第11 議案第24号 伊根町人権尊重のまちづくり条例の制定について

日程第12 議員派遣

日程第13 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- クマ対策について 大谷 功
- 桜が丘運動公園グラウンドの運用について 山根 朝子
- 放課後児童クラブの受け入れと健全育成の視点でののかかわりについて
- 郷土芸能について 上辻 亨

日程第 3 議案第 3 号 令和 8 年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 4 号 令和 8 年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 5 号 令和 8 年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 6 議案第 6 号 令和 8 年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 7 号 令和 8 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 8 議案第 8 号 令和 8 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 9 議案第 9 号 令和 8 年度伊根町簡易水道事業会計予算

日程第 10 議案第 10 号 令和 8 年度伊根町下水道事業会計予算

日程第 11 議案第 24 号 伊根町人権尊重のまちづくり条例の制定について

日程第 12 議員派遣

日程第 13 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和8年3月18日(水)
午 前 9時30分 開議

◎ 開議の宣言

○議長(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐戸仁志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

1番、上 辻 議員

6番、大 谷 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(佐戸仁志君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、熊対策についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番(大谷 功君) 皆さん、おはようございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

昨年4月から10月末現在の熊による人身被害件数が、全国で176件、被害者数が196人と、記録が残っています2006年度以降の同期比で過去最悪となったと発表がありました。熊による10月までの人身被害者数と被害件数は、これまでは23年度が被害件数165件、被害者数が182人と最も多かったですが、今年度については、被害件数で11件、被害者数で14人それぞれ上回り、10月の1か月間の被害を見ても、77件で88人と、過去最悪だった23年度をそれぞれ15人以上、上回っております。

今年度、熊に襲われて死亡した人の数も、全国で13人と、23年度の6人の倍以上に増えていきます。11月に入ってから、市街地の熊の出没や人身被害が後を絶たず、環境省は今後も被害が続くおそれがあるとして、注意を呼びかけている状況です。

そういう中で、人の生活圏での熊の人身被害対策として、9月に改正鳥獣保護法が施行され、市街地での猟銃発砲を一定の条件下で認めた緊急銃猟制度も導入をされました。現在までに24件、この緊急銃猟における駆除が行われていると聞いております。

伊根町での緊急銃猟実施について、その問題点と課題について、どう捉えられているのか。また、現時点でのマニュアル作成の進捗状況についてお聞かせください。

次に、町内での予防策としまして、令和8年度予算で、議会の政策提言でも提示をしました不要果樹の伐採補助について予算計上いただいておりますが、せつかくの制度であります。多くの地域で活用されることを願っております。

さらに、熊スプレーのあっせん、熊対策講習会など町民への注意喚起対策と予防対策の徹底が直ちに必要かと思っております。これら対策の実施について、町長の考えを伺います。

○議長(佐戸仁志君) 吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、緊急銃猟につきましては、さきの9月定例会において、上辻議員のご質問の際にもお話をさせていただいたわけではございますが、改めて申し上げますと、環境省が示すガイドラインにおいて、緊急銃猟を行うためには4つの条件がございます。

1つ目は、熊が人の日常生活圏に侵入していること、2つ目は、人への危害を防止する措置が緊急に必要であること、3つ目は、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であること、4つ目は、避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合に行うことができます。

この中のうち、3つ目に申し上げました銃以外の方法で捕獲等を行うことが困難かどうかにつきましては、捕獲等でありますから、追い払いなどができるのであれば、銃を使用できません。また、4つ目の地域住民等に弾丸が到達するおそれがないことにつきましては、跳弾を含め、銃の射線上に人がいる可能性があれば、銃を使用できません。

ご質問の緊急銃猟実施についての問題・課題の一つといたしましては、本当に銃での対応しかないのか、誰も被弾のおそれがないのかの判断が必要であり、事案ごとに状況が変わる中、どのように判断すべきかが問題と考えております。

また、緊急銃猟での捕獲者でございますが、当町の野生鳥獣被害対策実施隊の方に候補として参加意向の聞き取りを行っており、数名の方から協力の意思表示をいただいております。大谷議員にも、実施隊員の1人としてご協力いただけると聞いております。感謝を申し上げます。

さきに説明した4つの条件のほか、捕獲者となる方の安全確保につきましても重要な課題であり、熊からの安全確保のほか、法令違反とならないよう、十分な事前研修や事前打合せが必要と考えております。

先日、木津川市で行われた緊急銃猟の研修会におきまして、環境省は、発砲において安全確保が可能な場所は、農地や河川敷、建物内を想定しているとのことでございます。当町としても、そういったところを想定しているところでございますが、市街地とは異なり、当町では農地や河川敷に出没した場合は、場所にもよりますが、山方向への追い払いで十分だと考えております。

当町においても、緊急銃猟の実施に向け、資機材の準備やマニュアルづくりなどを進めておりますが、実際の緊急銃猟実施には、さきに申しました4つの条件と、捕獲者や職員の安全確保が整わなければ実施できないと認識しており、当町の各集落の地理的状況から、出没場所にもよりますが、基本的には周知と追い払い、必要に応じ避難誘導といった取組が主体になるものと考えております。

緊急銃猟実施に関する問題や課題については、大谷議員も狩猟者のお一人として、危惧するところがございましたら、ご提案をよろしくお願い申し上げます。

もう一点のご質問であります予防策についてでございます。

不要果樹の伐採については、町で実施する予算を令和8年度に計上しております。こちらは府補助を活用して行うもので、事業実施主体が町でなければならないことから、地域の要望を受け町が実施をし、特定受益者から一部負担をいただく流れで計画をしております。負担額は4分の1を予定しております。本件については、次年度の区長会でご説明申し上げた後、いねばんでも発信する予定でございます。

熊スプレーのあっせんにつきましては、町がどの製品がよいといった知見を持ち合わせておりませんので、あっせんすることはできません。環境省や府などから推奨製品が示されれば、アナウンスをしてまいりたく考えております。

熊対策講習会につきましては、今年度、各小学校で実施をしておりますが、今後も町民全体での実施を進めていきたいと考えております。また、講習でなくとも広報等で、基本的な熊への対応を伝えてまいりたく思います。

最後に所感を申し上げますと、緊急銃猟の実施が可能となったわけではございますが、当町では遭遇しても、すぐに立ち去るものがほとんどであります。何かに執着しとどまる熊といえば、柿の木などの誘因物に毎晩やってくるものがほとんどでございます。

人的被害を防止するためには、集落内への出没を防ぐことが重要であり、果実は早めに収穫をする、不要なものは伐採する、農家の方は畑に野菜くずを放置しない、一般家庭の方は生ごみをしっかり管理するなど、誘因物を地域で排除していくことが大切だと思います。また、頻繁に集落付近に出没するものは、おりの設置により被害防止捕獲を進めてまいります。こういった取組を通じ、緊急銃猟が必要な状況とならない環境づくりが重要と考えます。

いずれにいたしましても、町民の皆さんの安心・安全に向け、京都府と協力しながら、今後も

様々な対応を検討し、講じてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 緊急銃猟しなくてもいいように村内に侵入を防ぐことということで、一番大切なことかとは思いますが。

しかしながら、これだけ熊が多くなってくると、どうしても、朝起きたら蔵の中に、小屋の中におったということが今後あるやもしれません。増えてくるのかなと、よその市町を見ておると思っております。

そういうことで、よその市町は、想定訓練とかいうのをやっておられるというふうに思うんですが、実際、銃を撃つ者としては、どういう想定がされるのか、実地訓練みたいなものやっておかないと、かなり不安があります。ぜひとも想定訓練を行った上で、いろんな問題点を探ったりしていくのがいいかと思っております。ぜひ検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、桜が丘運動公園グラウンドの運用について及び放課後児童クラブの受入れと健全育成の視点での関わりについてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） おはようございます。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

まず初めに、桜が丘運動公園のグラウンドの運用について質問をいたします。

現在このグラウンドは、グラウンドゴルフの練習とか試合などで利用されています。また時々、子供とのボール遊びや散歩などで利用されている方もおられるようです。

利用に関しては、ルールを守って利用料金を払っている方とそうでない方との間で、不公平感が生じているという声をお聞きしています。議員と住民の方との懇談、議員と語ろうの場でも、この件について住民の方から、もう少し緩い形でもいいのではないかと意見が出されています。

町民の皆さんが気持ちよく利用できる環境を整えるべく、以下の点について質問します。

初めに、現状の認識について伺います。

ホームページを見ますと、個人利用と団体利用の区別が明記されていないので、申込方法として、一律に申請書の提出が求められています。つまり、公式ルール上は、個人のキャッチボールとか散歩等であっても、申請と料金の支払いが必要という解釈になります。

現在、グラウンドの利用料は、1時間100円と定められています。老人クラブ等の団体が利用する場合は、事前に申請をきちんと行って、利用料金も払っていると思います。一方で、先ほども触れましたが、短時間の個人利用も見受けられます。こうした方々の中には、申請せずにグラウンド内に立ち入っているケースがほとんどではないかなと思います。

ルールをちゃんと守っている人からすれば、私たちは真面目に払っているのにという不公平感を感じることは当然かなと思います。

また、同じく町が管理している伊根の杜なんですが、全然グラウンドとは違いますが、冷暖房完備で、多目的室は2時間までなら無料で利用できます。屋外と室内という違いとか、ほかの運動関連の施設との関係もあるのかかもしれませんが、この点でも不公平感を感じる町民は多いようです。

教育委員会としては、この現状をどのように把握し、課題として捉えているのかをまず伺います。

次に、今後の運用の見直しについて、提案を交えて伺います。

私はこの際、個人の短時間の利用については、思い切って無料開放してもいいのではないかと考えています。例えば10名以上の団体利用とか、グラウンドを独占的に使用する場合は有料として、それ以外の個人のキャッチボールとか散歩とか、そういうものは無料にしようか。町民の皆さんの健康や交流に寄与する運用を考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

放課後児童クラブの申込者全員の受入れと健全育成の視点での関わりについて質問します。

令和8年度の放課後児童クラブへの参加が認められなかった児童が5名いると聞きました。受け入れられない理由としては、5年生になったので1人で放課後を過ごすことができる、また、定員

が25人であり、全員受け入れると定員オーバーとなる、指導員の確保が難しい等々とお聞きしました。教育委員会は、児童の健全育成、社会性の育成、多様な経験の重要性等の視点から、放課後児童クラブをどのように位置づけているのかをまずお聞きいたします。

2015年の児童福祉法の改正によって、放課後児童クラブの対象年齢は、それまでの小学校3年生から6年生まで引き上げられています。また、放課後児童クラブ運営指針等においては、国は健全育成には、単に安全に預かることだけを示すのではなく、遊びや生活を通じた自主性・社会性・創造性の獲得と定義をしています。5年生になってもう1人で安全に過ごすことができるからとか、おじいちゃん、おばあちゃんの協力が得られるからといった理由で、放課後児童クラブに入れない状況があるのは問題ではないかと思えます。

さらに、国の定義では、高学年の健全育成には親や祖父母からの自立と仲間との活動が不可欠とされています。家庭に閉じ込めることは、この育成の課題を阻害することになるのではないのでしょうか。

最新の放課後児童対策パッケージ2026では、健全育成の概念がさらに広がり、次の視点が加わっています。

1つは、体験格差の解消です。家庭の経済状況や環境にかかわらず、スポーツ、文化、自然体験などの多様な活動を全ての子供に保障すること、そして、2つ目は、ウェルビーイング、よりよい生き方の向上です。つまり、子供自身が幸せを感じられる居場所があることが求められています。

先ほど申し上げた5名のうち、少なくとも1名は、おじいちゃんやおばあちゃんの助けは得られません。近所に遊び相手もいません。帰宅後、1人で宿題をして、テレビを見て、親の帰りを待つ毎日を過ごさなければなりません。児童福祉法が求める健全育成が保障されない状況となるのではないのでしょうか。

また、保護者にとっては、長期の休みの場合は特に心配と言われていました。体験格差を生まないためにも、仲間との活動の中での育ちを保障するためにも、何らかの対策を講じていただきたいと思えます。

今、国は、放課後子ども教室などを開設して、子供の居場所づくりを進めています。また、伊根町こども計画には、アンケート調査の結果が記載されていますが、町内の小学校4年生から6年生の保護者に、子供を育てていく上で必要と思う支援は何かを聞いている設問があります。その答えとして、放課後の子供の居場所づくりと答えた保護者の割合が高いという結果も出ています。つまり保護者は、放課後児童クラブだけではない子供たちの放課後の過ごし方、多様な居場所を求めていることが分かります。

伊根町でも、放課後児童クラブの充実に加えて、放課後児童クラブ以外での居場所づくりを検討し、子供たちの健全育成に向けての取組を進めなければならないと考えますが、教育長のお考えを伺いたいと思えます。

○議長（佐戸仁志君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 山根議員様より2つのご質問をいただきましたが、まず、桜が丘運動公園グラウンドの運用についてのご質問にお答えいたします。

初めに、公共施設における使用料の徴収の基本的な在り方についてお答えさせていただいた後に、教育委員会としての考えを答えさせていただきます。

まず、公共施設の使用料徴収については、地方自治法第225条において、公の施設の利用につき、使用料を徴収することができると規定されており、この具体的な金額、徴収方法については、同法第228条第1項の規定により、条例で定めることとされています。

特にグラウンドやテニスコートなどのレクリエーション施設は、道路や消防といった全ての住民がひとしく恩恵を受けるインフラとは異なり、利用したい方が任意で占有利用する施設でございます。利用しない町民との間の公平性を確保する受益者負担の原則、利用による施設の維持管理コストの分担、そして申請制による適正な利用調整という観点から、使用料を徴収することが適切であると考えております。本町においても、この考えに基づき、条例において使用料を定めているものでございます。

その上で、桜が丘運動公園の町民グラウンドにつきましては、伊根町桜が丘運動公園の設置及び

管理に関する条例第6条、第10条及び別表において、有料公園施設として位置づけられており、占有して使用しようとする者は、あらかじめ申請書を提出し許可を受けること、使用料は1時間100円、町外在住者は200円と定められております。

議員から、グラウンドの利用料を支払っている方と支払っていない方の間で不公平感があるのご指摘をいただきました。この点、一時的な立入りなど施設を占有しない態様での利用と、グラウンドゴルフ大会、野球の試合などを開催し、施設を占有する態様での利用との違いをご理解いただければと存じます。

前者については、申請、使用料の対象とするのは困難であり、後者のように施設の占有をしようとする者に対して、申請、使用料の納付を求めるものでございます。したがって、利用の態様が異なる方の間で料金の差が生じることは制度上やむを得ないものであり、一概に不公平とは言えないと考えております。

次に、伊根町文化振興・多世代交流施設、伊根の杜との料金差による不公平感についてですが、伊根の杜の多目的室が2時間以内無料とされているのは、伊根町文化振興・多世代交流施設条例第2条において、同施設が郷土の民俗芸能の展示、豊かな心の醸成、伝統的建造物の活用を図るために設置されたものである。その設置目的に沿った文化振興、多世代交流の促進を図る観点から、利用を促すために2時間以内を無料としているものでございます。

特に豊かな心の醸成は、読書活動はもとより、人と人との多様な交流などによってなされるものと認識しております。伊根の杜は、おのおのが知的好奇心を膨らませ、自主学習・自己啓発への意欲を高揚させていく場であり、また、年齢・世代を問わず互いに語り合ったり交流したりする中で、心を触れ合わせる場であると捉えておりますので、まずもって、この施設をたくさんの皆さん方にご利用いただくことが肝要であると考えております。

では、桜が丘グラウンドも2時間無料で利用促進すればとの考えを持たれるかもしれませんが、この点につきましては、最も懸念されるのは利用者同士のトラブルでございます。無料化により申請手続が形骸化し、複数の利用者が同時にグラウンドを使用しようとする場面での競合や混雑が生じる、そういうおそれがあります。

特に、老人クラブまたは個人でグラウンドゴルフを楽しもうとされる方とサッカーや野球などボール遊びをしようとする子供たちが同時に使用する、利用する場面では、安全面についても危惧されますし、占有権、優先権上のトラブルが生じかねません。

また、ご承知のとおり、伊根の杜と桜が丘運動公園では、施設管理の体制が根本的に異なります。伊根の杜は常時管理人を配置していますが、桜が丘運動公園は常駐の管理人はいませんので、利用者間でトラブルが発生した場合、その場で対応や調整ができる者がいない状況でございます。

まとめますと、教育委員会としましては、現状に不公平感を抱いておられる方があるということは承知しましたが、不公平な制度運営は行っていないと認識をしております。占有利用を希望される方に申請をいただくこと、安易に無料化しないこと、これらをもって、公平かつ安全に施設を利用いただけていると考えております。

しかしながら、議員のご指摘どおり、無料化云々だけではなく、各施設を利用しやすい環境に整えることは、とても重要であると考えております。教育委員会としましては、必要な施設管理の体制を整えるとともに、申請制により利用者、利用時間、利用目的を事前に把握・調整して、設置目的に応じた適切な運営を今後も図ってまいります。そして、より多くの方々に安全かつ快適にご利用いただけるよう努めてまいりたいと思います。

続いて、放課後児童クラブの受入れと健全育成の視点での関わりについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成27年に児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの対象年齢が小学6年生まで引き上げられ、国においても、高学年を含む子供たちの放課後の居場所確保が重要な政策課題として位置づけられております。

国の放課後児童対策パッケージ2026では、放課後の子供の豊かな時間、安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成する観点及び共働き家庭等が直面する小1の壁を打破する観点から、喫緊の課題であると明記されており、令和12年頃までに約165万人分の受皿整備を進めるという新たな目標が設定されております。

同パッケージでは、議員おっしゃられたように、体験格差の解消の観点を含め、子供たちへ豊かな体験を提供すること、安全・安心で利便性の高い居場所を確保することが重要とされています。加えて、夏休み期間への対応が特別な課題として挙げられていることも承知しております。

議員の通告書には、居場所をつくることは行政の責任でもあると記されています。同パッケージでは、行政の責任であるとは書かれていません。そのとおりだと思います。

行政として、子供たちの安全・安心な居場所を確保するための環境整備に取り組むことは当然の責務であると認識しておりますが、同時に、行政だけで取り組むのは困難であるとも認識しております。国のパッケージ2026にも記載がありますように、放課後児童クラブ関係者、学校関係者、保護者、地域住民がそれぞれの立場で連携・協力しながら、子供たちの放課後を支えていく体制づくりの重要性が強調されております。

子供たちの育ちを最も身近で支えるのは保護者でございます。家庭における親子の関わりや生活習慣の形成、子供の放課後の過ごし方への関心・関与はいかなる行政施策にも代え難い子育ての基盤でございます。

放課後児童クラブや各種事業は、あくまでも家庭、保護者の子育てを補完・支援するものであり、保護者の皆様にも子供の放課後の過ごし方や体験活動に積極的に関わっていただくことが、子供の健全育成にとって何より重要だと考えております。行政の役割は、こうした保護者、地域の取組を側面から支援し、連携の仕組みを整え、必要な環境を整備することにあると考えております。

国は放課後児童クラブの利用率は、政府統計として公表しておりませんが、令和7年7月時点で公表されている登録児童数と全児童数を基に算出することが可能です。これを算出すると、約26%と推定されます。そうした中、本町の状況を見ますと、令和7年度の利用率は通常利用で37.8%、夏休み利用で45.1%でございます。次年度、令和8年度においては、通常利用で42.9%、夏休みで5割です、49.4%です。このように、本町においては、放課後児童クラブの利用者率は全国と比べ非常に高い割合で、多くの方にご利用いただいている状況にあります。

一方で、全国的には、児童クラブの指導員・支援員の確保も一つの課題となっております。本町も同様でございます。それでも、伊根町の子供たちのためにと長きにわたり勤めていただき、放課後の安心・安全を図るために献身的に指導・支援に当たっていただいている状況です。子供たちを丁寧に温かく見守っていただき、学校等々とも連絡調整をしっかりと図っていただき、大変ありがたく思っている次第でございます。

夏休みについても、伊根・本庄の2つの放課後児童クラブが連携を取り、合同で事業を実施しており、工作教室、けん玉教室、エネルギー教室など、子供たちが仲間と共に様々な体験ができる機会を設けていただいております。こうした合同事業は、異なる地区の子供たちの交流も深め、社会性の育成にも寄与するものと考えております。

また、地区コミュニティ・地域学校協働本部事業として、令和6年度からサマーキャンプ、これを実施しております。また今年度は、伊根町国際文化交流協会の協力の下、イングリッシュキャンプも開催しましたし、教育委員会主催でも、夏休みの宿題支援学習会として、算数を中心に伊根の杜と本庄地区コミュニティセンターで計8回実施いたしました。

議員から、子供の居場所を確保するための具体策は考えているのか、特に夏休みは重要だと思うがとありましたが、今答弁させていただきましたように、コロナ禍を明けてからは、たくさんの方々にご協力や創意工夫をいただき、様々な事業を企画・実施しているところでございます。

今後につきましては、令和7年度に実施している事業のさらなる充実を図る予定でございます。具体策として、イングリッシュキャンプは泊を伴うものにする予定です。夏休みについては、宿題支援の実施回数を増やし、絵画教室も開催する予定でございます。また、英語検定へのチャレンジをフォローする取組についても、今現在、調整中であります。

言うまでもありませんが、これらの各事業も、保護者、地域の皆様のご理解とご協力があって成り立っているものでございます。保護者、地域、行政がそれぞれの役割と責任を分かち合いながら、子供たちを社会全体で育てていくという考え方こそ、持続可能な子育て環境の実現につながるものと確信しております。

引き続き、子供たちが安心して充実した時間を過ごせる環境づくりに向けて、国の施策を積極的に活用しながら、保護者、地域、関係機関と連携し取り組んでまいりますので、引き続き議員の皆様方のご理解とご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） ご答弁、ありがとうございます。

桜が丘の運動公園のことですが、もちろん無秩序に使用できるようにとは全然考えていないんですが、教育長がさっきおっしゃったのは、個人で短時間使う場合は別に構わないよという、そういうふうには認識しているということですのでよろしいんでしょうかね。

グラウンドを独占的に占有して使う場合には、もちろん申込みは必要ですよと。そこでいろんな団体との調整は、もちろんしていかないと、トラブルが起こったりもするときがあるので、全てを無料にするという考えはもちろんないという、そういうことでよろしいんですか。もう一回答弁を、すみません、お願いします。

それと、放課後児童クラブに関してのことなんですが、先ほど教育長、いろいろなイベントをおっしゃっていました、充実も図られるように聞きました。それは夏休みの間だけのイベントなんですか。それとも、ふだんから、放課後児童クラブ以外でも月曜日、水曜日、金曜日ぐらいは、伊根の杜かどうか分かりませんが、そこで英語の勉強会があるよとか、そういうふうなことも考えていらっしゃるのか、夏休みだけに集中して、いろんな様々なイベントを取り組もうとされているのか。

そのイベントについては、今、来年度入れない5人の児童についても参加は可能なのか、そこを少しお聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） それでは、再質問についてお答えしたいと思います、運動公園のほう、個人で短時間ならオーケーということですねと、そういうふうに詰められたような感じが若干してありますが、それをこの場でオーケーですと言うわけにはいきません。書いてあるとおりだということで、先ほど答弁したとおりだというふうにご理解いただけたらと思います。

占有利用をする者については、事前に申請をいただき、トラブルが起きないように、教育委員会としては調整を図って、安全に運営を行いたいということで、安易に無料化云々ということも考えてございませんということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

もう一点のイベントは夏休みだけなのですかという質問ですが、実は絵画教室、これは夏休み以外でも、実際今年度もやっておりましたし、来年度は夏休み、何回かやるんですけれども、その1回は夏休みにも設定しましょうということ考えております。

それから、放課後子ども教室のことを多分、山根議員さんは言われていると思うんですけれども、今、伊根町が事業として実施しているのは、放課後児童クラブの事業だけなんです。さっき言ったように、指導員・支援員の確保が難しい。子ども教室を開くにしても、講師の確保というのはなかなか難しい壁があります。それはやっぱり追求はしていかなければいけないと思いますが、現時点では放課後子ども教室についての開催は、すぐには難しいと、こういう現状であると認識をしております。

待機児童の5名が入れないどうこうという部分があったので、本来その部分については答えるべきではないという、一般質問の内容とちょっと飛び出る部分があるので、答えてはいけいないかも分からないんですけれども、5名待機だというふうに認識されるのは誤解があるので、その部分も調整はしております。ただ、全て定員を決めているのに、希望されたら5・6年生も全部受け入れるということをする、今、安全を確保して児童クラブを運営しようとしているのに、一番困難を抱えていたり、安心・安全を図らなくてはいけない児童の部分に、その影響が及ぶということで。

だから、5・6年生で、自身で放課後のいろんな計画をしたり、家の部分でのいろんなお手伝いをしたり、自分で計画を立てて、友達との約束事もいろいろつくったり、そういうことができる年齢になってきているので、その部分については協力を願いたい。できる限り調整を図ってはいらなければならないという状態で、全くシャットアウトしている状態ではないというふうにはご理解をいただきたいな

というふうに思います。

それで、今の質問の部分では、児童クラブを希望しているのに、その5名が仮に入れなかったとすると、児童クラブが主催した部分の事業には参加できないのかという質問だったと思うんですけども、それは参加をしていただく方向では考えておる、どちらにしても。今はでも、まだ放課後児童クラブに完全に参加できないという状況ではないということをご理解ください。今、調整中でございます。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、郷土芸能についてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

当町には、筒川の菅野神楽や獅子舞、太刀振り、伊根地区の神楽社の神楽、亀島区の太刀振り、本庄地区や蒲入地区の太刀振り、また能楽では、本庄地区の三番叟、伊根地区の共楽社が行う御稚児さん、雅楽等、約300年以上前から伝わったとされる貴重な伝統芸能が各地区で継承されております。その文化と継承は、伊根町の魅力を高める一つとなり、文化の伊根町、自慢の伊根町、愛する郷土伊根町へとつながっていくと思います。

そんな伝統芸能の継承において、人口減少や少子高齢化、用具の老朽化等で苦勞されております。大切なことは、伝統芸能の魅力を身近な人に発信して、後継者の育成につなげていくことだと思いますが、どの地区も高齢化や後継者不足で苦慮されております。朝妻地区でも神楽や太刀振り等が行われていたましたが、現在では後継者不足等でされておられません。

このような状況ではありますが、何とか頑張って郷土芸能を続けておられる地区もあります。1人の人が何役もするなどして、地元の郷土芸能を毎年披露されております。

当町では、郷土芸能にどのような支援をされているのでしょうか。また、郷土芸能を続けていく上で、道具の修繕等、国や府からの補助はあると思いますが、町独自の補助を考えてはどうかと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

以上について、町長に答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに基本的な考え方を述べさせていただき、後に、町の支援施策についてお答えをさせていただきます。

神楽や獅子舞、太刀振り、能楽、雅楽など、300年以上の歴史を持つ伝統芸能が各地区で今まで継承されてきたことは、伊根町の誇りであり、地域の絆を育む大切な文化的財産であると認識をしており、心豊かな生活を実現するための貴重な財産であると考えます。

また、全国のほとんどの市町村でも同じでございますが、議員のご指摘とおり人口減少・少子高齢化の進行により、後継者の確保や担い手不足が深刻な課題となっていることも十分承知をするところでございます。

しかしながら、まず申し上げたいのは、伝統芸能をどのように守り、どのように継承していくか、それを決めるのは、あくまでも各地域、各地区が主体であるということでございます。町が府が国がではなく、地域住民の我々がではないかと思います。

地域の皆さんが我が地区の祭り・芸能を守るという意欲と気概を持って取り組まれることが、継承の根幹であると考えております。行政は、その主体的な取組を側面から支援するのが役割と考えます。

町内の郷土芸能については、国・府・町による指定・登録制度を活用し、文化的価値の高い芸能を公式に保護する体制を整えております。現在、府指定では、宇良神社祭礼芸能、菅野神楽、町指定では、船屋台、新井崎神社祭礼芸能、河来見三番叟などがございます。

郷土芸能の保存事業として、記録の作成、伝承者の養成、記録の公開などについては、無形民俗文化財の指定により、府は府指定登録文化財等補助金、町は伊根町指定・登載文化財等補助金の補助制度がございます。

道具の修繕につきましては、国の補助は地域文化財総合活用推進事業、府の補助は府指定文化財補助金、民間では祇神会、明治安田クオリティオブライフ文化財団の補助がございします。また、一定の条件はございしますが、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業も活用できます。

道具の修繕や購入については、国・府・民間の助成事業のどれかに該当しますので、町が単独で補助制度を設けてはおりません。しかし、町は国・府・民間の助成対象とならない民俗文化財関係用具等収蔵庫整備に助成をしております。限られた財源でありますので、それぞれすみ分けをして、町は補助しております。そうでございしますので、加えての町独自の補助というものは、現状では検討しておりません。

話は少し変わるのでございしますが、文化庁では地域伝統行事、民俗芸能等の継承に向けた取組事例集を公開されております。朽木古屋の六斎念仏踊り、これ、ご存じの方も多かろうかと思います。滋賀県高島市の旧朽木村の山奥にある小集落、その小集落の伝統芸能でございします。その踊りに必要な数は7名、が、それを確保するのが難しい。高齢化による担い手不足で、平成25年に一旦休止をされました。

しかしながら、地域の者でなければならないという発想を変え、どこからでも誰でも参加できるよう、Z o o mで稽古を開始すると、大阪、京都、滋賀など各地から参加者が集まりました。そしてフェイスブック、インスタグラム、ユーチューブを活用し、無理のない範囲で継続発信、行政の担当者も支援をしております。現在では、オンライン稽古とリアル対面稽古を組み合わせで行い、朽木地域の文化祭で発表するまでに復活をしたそうでございします。

今では世界中がSNSで簡単につながります。伊根町は昨年、53万人の観光客が来られました。つまり注目を集めております。そのうちの僅か0.01%の方が興味を持てば、ひょっとして協力してくれる人が集まるやもしれません。

伊根町の郷土芸能は、地域の皆さんの手によって、何百年もの時を超えて守られてきました、かけがえのない宝でございします。道具の補助はそこそございします。これからは、そういった補助ではなく人だと思います。ぜひとも各地区で熟慮いただきたく思います。地域で大きな一歩を踏み出していいただければ、町もしっかりと支援をさせていただきたいと思ひます。

以上でございします。

○議長（佐戸仁志君） 上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございます。

我々の地区では、20年前からいうと、30人余りで神楽をやっておりました。今現在でいうと、15名半減して、1人が3役ぐらい持ちながら行っておるわけですが、どこまで続くのか。笛吹きさん、太鼓さんがいなくなったら、もう終わりだなというようなところまで来ておるわけですが、道具等もかなり高騰化しておりまして、修理等もすごく、漆を塗ったりするのにお金がかかるというところで、直したいんだけど、どこまで続けられるのか分からないというような現状であります。

続けていけるとどこまで続けようかという、芸能保存会のほうでは話をしておるわけですが、頑張ってやろうと思ひますので、また何かあればご指導いただきたいというふうに申し添えまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ありがとうございます。

毎年毎年、私も上辻議員さんの、上辻議員さんと限りませんけれども、和唐内を大変楽しみにさせていただいております。

先ほども申し上げましたように、いろんな形で国・府・町、町も加えて、いろんな道具関係、補助の対象のものはございしますので、その都度ご相談いただければ、いろいろご紹介はさせていただきますと思ひます。

それにしても、祭りであったり地区のいろんな行事というものは、この前も昨年、筒川の運動会が5年ぶりでしたかね、復活されてやられまして、私もそのときに、順番は違ふんですけども、ご挨拶に上がらせていただきました。

すべからく地域の心意気だと思います。心意気がなくなって諦めてしまったら、全てが終わって

いきます。どうかどうか、もうちょっと気丈になっていただきまして、その気に皆さんがなっただいて、いろんなことを言っていただきましたら、我々も一緒になって協力させてもらいます。どうかどうか引き続き頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第3号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、議案第3号 令和8年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、私は、令和8年度伊根町一般会計予算案に賛成の立場で、議員団を代表し討論に参加をいたします。

さて、本予算は、令和7年度対比3,200万円減、0.8%減の40億1,200万円と、昨年度よりは縮小したものの、過去2番目の予算規模となる大きな予算となりました。

昨年度より増減した主なものは歳入で、国の地方財政計画における地方交付税の6.5%の増、国庫支出金の減額、町債の増額は土木債、民生債、教育債の増額であります。歳出は、人件費の12.5%増のほか、建設事業費の増額、積立金の増額であります。

次に、各事業におきましては、今年4月に開設する伊根分校跡地活用事業でのゴダイドラッグストアの建設については、町民の待ち望んでいた施設でありますので、利用しやすく頼りになる施設運営がなされますよう、十分協議を行い、運営していただきますようお願いをしたいと思います。

社会福祉費では、老人福祉センターの空調設備の改修など、前年に引き続いての改修で、施設の充実がなされます。

商工費では、25年度の観光入り込み客は過去最高の更新を続け、50万人を超えることが確実となっているとのことであり、交通渋滞などオーバーツーリズムの弊害が目立ってきています。これまでから受入れ体制の整備をされているところですが、今年度は児童の安全対策としてのフェンスの設置と、観光課題に対する原因を探り、その解消を目指す官民の共同体を設置することについては、皆さんで知恵を出し合い、実行ある対策・政策が練り上げられることを期待しております。

保育所管理運営費では、いよいよ零歳児保育のための増築工事が始まります。子育てしやすい伊根町として大きく評価されることであります。今後とも土曜日・日曜日保育の導入などの保育を目指して、充実に邁進していただきたいと思います。

農業振興事業では、引き続き、さらに農業所得向上と農業構造の改善を図っていただきたく思います。

林業振興費、有害鳥獣対策では、鹿の被害が広がり、イノシシが再び増加をしています。研究機関と連携しながら、獣害の少ない安心して農業が営める獣害対策、環境づくりを引き続き進めたいと思います。また、熊の生息数も確実に増えているものと推測ができます。一部を除き、熊も指定管理鳥獣になりました。これからは個体数調整をするとのことですので、熊におびえながら生活するような事態が起こらないよう対応をお願いしたいと思います。

教育費では、今年度も従来からの充実した子育て支援を継続されていますことは、伊根で生活をする保護者への大きな応援となり、子供は地域の宝という視点で特別な意義がございます。今後とも子育て環境日本一を目指し、伊根町で育った多くの子供たちが伊根に残り、また帰郷して、伊根の発展の一翼を担えるような状況になればいいなと思っております。

保護者や教育関係者の意見を取り入れ、さらなる教育環境の充実を目指されることを期待したいと思います。特に来年度から、本庄小学校の児童が伊根小に通うことになります。今年度は関係者の皆さんと十分協議をして、円滑に移行できるような十分な対応をお願いしたいと思います。

小さな自治体のよさを生かし、小さくても元気で誇りあるまちづくりを目指し、町民の暮らしと命を守る立場で一層のご努力をいただきますことを期待し、輝かしい未来の実現につながる年となることを切に願ひまして、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論ありませんか。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） それでは、会派を代表しまして、令和8年度伊根町当初予算案について賛成の立場で討論に参加いたします。

本当初予算の総額は、一般会計で40億1,200万円、前年度当初予算と比較しますと0.8%の減額、一般会計と特別会計、企業会計の予算総額では54億7,759万2,000円と、過去2番目の予算となっております。

令和8年度は、伊根分校跡地活用事業でありますゴダイドラッグ伊根店が間もなく営業開始となります。町民の皆様が待望されております施設であり、買物の利便性に大きく寄与する飲食料品小売施設に期待しております。

また、2つの診療所が伊根診療所に統合されることから、いねタクの利用者が予約集中することや増加することも予想されます。学校への通学、診療所への通院、ゴダイドラッグへの買物など、町内の移動手段を担う公共交通として、町民の利用状況に応じたいねタク運行に努めていただきますようお願いいたします。

観光入り込み客数では、本年度も増加するであろうと予想されております。観光を中心とした経済効果においては喜ばしいところですが、地元住民から交通渋滞やマナー違反などにより、観光客嫌悪にもつながってきております。本年度は、地域と一体となった協議体を設置し、課題解決に向けた施策を協議されますが、引き続き渋滞緩和対策として、交通誘導員の適切な配置や臨時駐車場の開設など、あらゆる対策を講じていただき、住民の生活環境の改善を図っていただきますようお願いいたします。

伊根町立小学校の再編では、審議会を経て再編計画が示され、町内の小学校を一つに再編することとなりました。計画では、本年度から約4年間、建設に係る予算計上となります。本年度は、本庄小学校の解体工事設計と新校舎新築工事設計が行われます。また、小学校再編準備委員会を設置し、審議されていると思われませんが、これからの時代を担う子供たちが伊根町の自然の豊かさ、歴史、文化、景観に触れ、地域コミュニティ力を生かした伊根町ならではの学びの場になりますよう、小学校再編計画に基づいた整備をお願いいたします。

有害鳥獣対策では、年々捕獲駆除数も増加している中、本年度は駆除委託費や侵入防止柵などの予算が増額となっております。また、本年度からの熊対策として、放任果樹伐採の事業も併せ、農作物被害の防止や生活環境の改善に引き続き取り組んでいただきたく思います。

観光施設管理運営費では、本庄浜海水浴場施設の改修と海岸保全施設である浦島離岸堤の改修も行われます。この事業によって、観光客の受入れ強化も図られ、海水浴シーズンでの活性化につながることを期待しております。

漁港管理事業では、伊根漁港大浦第1岸壁の機能保全工事の進捗を図っていただき、地元漁業者の負担が解消されるよう、早期完成に向けた事業の継続をお願いいたします。

本当初予算は、限られた財源から必要な事業の検討と財源配分がなされ、地域要望や町民の声が反映された予算であると思っております。また各事業により、着実に住みよい「ええまち伊根町」になっていると感じております。

本年度も、各事業によって町民の暮らしを支え、安全で安心して暮らせるまちづくりになることを期待しております。小さな町だからこそできるよさを生かし、町民一人一人が笑顔になれる「ええまち伊根町」の実現に向けた行政運営をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論ありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） それでは、ただいま議題となっております令和8年度一般会計当初予算について、賛成の立場で討論をいたします。

当初予算は、マイナス0.8%、40億1,200万円です。歳入のうち、自主財源は9億5,800万円、全体で23%です。大きく減額した総務費の4億円はゴダイ建設完了によるもの、また、大きく増額した商工費9,600万円、土木費1億5,100万円、教育費1億1,000万円などがあります。いずれも町民の福祉の増進に係るための予算として、大いに賛成

をいたします。

4月には、ドラッグストアゴダイのオープンがあります。町民が町内で食料品や日用品の購入が完結できる施設として役目を見た気がします。運営はこれからとなりますが、期待が高まる場所でもあります。

また、保育所の増築後はゼロ歳児の受入れも可能となるなど、子育て支援満足度と子育て支援の期待度が重なった事業と大いに評価をいたしております。あとは実現だけです。

令和8年度は、大規模解体設計や基本設計、工事の関係もあります。そういった前段階のこともあり、小規模施設の増改築なども含まれております。さらには、跡地活用検討委員会の答申を受け、住宅の建設、保育所の建設、駐車場の整備など、次々と進められると聞いております。

いずれにしても、町民のニーズを把握し、費用対効果、代替案、補助金、財政面などを比較検討し、十分な積み上げを行った上で、伊根町の判断で事業を提案することとなると思いますが、この数年の目まぐるしいスピードに、職員数の減少や働き改革による弊害などがなく進捗することを期待し、賛成討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 令和8年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第4号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、議案第4号 令和8年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和8年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第5号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、議案第5号 令和8年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がないようでありますので、これで討論を終わりたいと思います。

これから議案第5号 令和8年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第6号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、議案第6号 令和8年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に賛成の方の発言を許します。次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和8年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第7号

○議長（佐戸仁志君） 日程第7、議案第7号 令和8年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和8年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 8 議案第 8 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 8、議案第 8 号 令和 8 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから議案第 8 号 令和 8 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 9 議案第 9 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 9、議案第 9 号 令和 8 年度伊根町簡易水道事業会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから議案第 9 号 令和 8 年度伊根町簡易水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 10 議案第 10 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 10、議案第 10 号 令和 8 年度伊根町下水道事業会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから議案第 10 号 令和 8 年度伊根町下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 11 議案第 24 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 11、議案第 24 号 伊根町人権尊重のまちづくり条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 24 号 伊根町人権のまちづくり条例の制定についてでございます。

人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、人権に関する施策の推進について、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な事項や方針を定めることにより、全ての町民の人権がひとしく尊重されるまちづくりに寄与することを目的として、伊根町人権尊重のまちづくり条例を定めるものでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第 24 号 伊根町人権尊重のまちづくり条例の制定についてご説明を申し上げます。

この条例制定に先立ちまして、人権問題に関する意識調査を実施いたしました。配付した調査票 841 のうち、回答が 281 件、回答率は 33.4% でした。この調査結果からは、一見平和な当町にも人権問題が内在していることがうかがえる結果となりました。このため、今後町としても、人権尊重の取組を進めていくものとして、制定するものでございます。

なお、この調査結果につきましては、町ホームページでも公開しておりますので、ご覧いただければと思います。

議案書をご覧ください。

提案理由でございます。人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、人権に関する施

策の推進について、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項や方針を定めることにより、全ての町民の人権がひとしく尊重されるまちづくりに寄与することを目的として定めるものでございます。

それでは、資料についてご説明申し上げますので、条例案をご覧ください。

まず、前文ですが、前段で伊根町の特徴と日本国憲法における基本的人権の位置づけ、さらに中段、後段では、我々が取り組んでいくべき人権尊重のまちづくりについて記述しております。

次に、環境の変化に左右されない恒久的な指針として、第1条に目的、第2条に基本理念を規定しております。第3条に町の責務、第4条に町民の責務、第5条に事業者の責務として、それぞれの立場での責務を規定しております。第6条は推進計画として、人権教育・啓発推進計画を定め公表すること、第7条に推進体制の充実、第8条に教育啓発の推進を規定しております。第10条に実態把握、施策策定のための調査ができること、第11条に状況に応じて規則や規程等に委任できることを規定しております。

最後に附則に、令和8年4月1日から施行としております。

以上、伊根町人権尊重のまちづくり条例の制定についての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 町民のアンケートの結果によって、この条例を制定したということになるということではよろしいんですか。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） この条例につきましては、一昨年の12月議会で町長が明言をされておられました。それに基づきまして意識調査を実施したわけですが、もしここで人権問題が内在しないということであれば、条例制定する必要もなかったわけですが、人権侵害、そういった人権問題が内在しているということがうかがえたので、そういった意味での意識調査による制定ということではございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 意識調査によってこれが制定されたということなんですけれども、相当ひどい何かがあったということですかね。意識調査なので、全部がしゃべれるわけではないと思うんですが、ここまではするというのは、相当なる何かあったんですか。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） アンケートの結果ですが、主立ったもので申しますと、例えば、差別の原因には差別される人の側に問題があることも多い、こういった設問に対して、3割の方が、そう思うとお答えになりました。また、差別を大きく取り上げれば、かえって問題が解決しにくくなる、これは31.67%の方が、そうであるとお答えになりました。また、今までに自分の人権が侵害されたことがあると思ったことがあるかという問いには、32.74%の方が、あったとおっしゃっています。

そして、自分の人権が侵害されたと思ったとき、あなたはどのような行動を取ったかという問いに対して、黙って我慢したりそのまま受け流しにするという、そういうお答えをした方が29.95%ございました。また、あらゆる差別をなくすために行政は努力する必要がある、この問いに対しては、8割の方が、そう思うとお答えになりました。

そういったことで、制定のベースとして採用をしたものでございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 若干課長も勘違いあると思うんですが、人権条例を制定するために、その内容を拡充させるためにアンケート調査を行ったんです。人権のアンケート調査を行ったから、何かあったから人権条例をつくると、ちょっと逆ですね。

近年でいいますと、伊根町では際立った人権侵害の問題は、はっきり言って起きておりません。これについては、いわゆる京都府の部落解放同盟、毎年毎年協議を、団体交渉をやらせていただいておりますけれども、そういうところからも、いろんな協議の中で話は出てきておりますし、ないからといって、全国的に人権侵害の問題が起きていないということではないんですね。多種・多様化しております。単なる部落問題に限らず、LGBTから何から。

とにかく伊根町民の人権について、我々行政もしっかりとそれを守るように、尊重できる、そういうまちづくりをしたいという思いで始め、条例をつくるということに関してアンケートをさせていただいたということでございます。

○議長（佐戸仁志君） 質疑ありませんか。松山議員。

○3番（松山義宗君） 第9条の国と京都府と伊根町と連携をするんでしょうけれども、相談体制って、職員の中でどなたかが担当されるということになるんですか。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 基本的には人権担当という担当者がございますので、まず第一段としては、そこでお聞かせをいただく。その後、例えば公的な窓口等をご案内して、相談体制を整えていくということでございます。

当町には、なかなかそういったご相談がありませんので、それにお答えするだけの知見が今十分あるとは申せません。そういったことから、専門家のほうに相談をしていただくという、そういう流れで考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 町長のおっしゃった、先ほどご説明された伊根町民のために、これ、例えばですよ、町外に勤めておられる町民の方がそのような問題が生じたときも、今課長がおっしゃったように専門員を派遣してやると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 町外の方であろうと誰であろうと対象者ですよ。我々は伊根町内が管轄でございますけれども、町外の方でも誰でも、そういう問題があれば。

当然また、基本的には、我々も人権擁護委員さん等は設けておりますので、そういう人に、もしそんなことがあれば、どんどん訴えていただきたいし、当然、役場の中でも担当者がおりますので相談をかける。

確かに、あまりたくさん事例があるわけじゃないので、役場の担当者も専門的じゃないですけども、そういう意味合いで、課長は今、そういうことについては相談できる専門家につなぎたいと。うちでしっかりできることはやりますよね。今、町外、町内の人とか、そういうものはございません。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 第4条と第5条で、町民の責務と事業者の責務、これについて、努力義務がうたわれておるわけであります。

施行のほうは4月1日で、あと2週間を切っている状況で、具体的に事業者や町民は、町が今までからしている人権研修会へ参加してくださいねというレベルでいいのか、そうではなくて、もっと踏み込んだ何かを考えておられるのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 条例制定をして、4月1日施行でございまして。

ただこの条例、理念条例でございまして。今現在、こういった具体的な取組をとるところまでは、まだ進んでおりません。しかし、現在でしたら、担当課として住民生活課がということにはなるんですが、この条例施行によりまして、全課がこういった人権問題について、しっかり認識をしながら政策を進めていくと、そういうことになるかと考えております。

○議長（佐戸仁志君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） もう少し早く条例提案できんかったのかなというふうに思っているんですね。3月の冒頭でもいけたんじゃないかと思うんですがけれども、あえて最終日に、あと2週間切った状態でこういった理念条例を出されるのが、せつかくの条例提案であれば、私はもう少し早く、機会はあったわけですから、出すべきだったんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 議員ご指摘のとおりかと思えます。

3月の下旬までパブリックコメントをさせていただいておった、パブリックコメントにしても、もっと早くするべきではあったんですがけれども、ちょっと時間がかかってしまいまして、こういっ

た間際になっての提案になったというところは、おわび申し上げたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論がないようでありますので、これで討論を終わりたいと思います。

これから議案第24号 伊根町人権尊重のまちづくり条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議員派遣

○議長（佐戸仁志君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件について、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については記載のとおり派遣することに決定しました。

◎ 日程第13 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（佐戸仁志君） 日程第13、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（佐戸仁志君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

上程されました令和8年度当初予算をはじめとした全ての案件について、慎重審議の上、ご可決いただき、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には、議会運営に格別のご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

いよいよ来月からは令和8年度がスタートいたします。待望のゴダイ伊根店も、あとしばらく開店を待つばかりとなりました。

理事者をはじめ幹部職員の皆様におかれましては、体調に十分留意され、積極的な町政運営に取り組んでいただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 11時02分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員